

## 民法改正に伴う「ライブニッツ係数」変更のご案内

(2020年4月1日以降発生事故適用)

平素は北海道自動車共済をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。  
さて、2020年4月1日に改正民法が施行され、法定利率が「年5%」から「年3%」に変更されます。

これに伴い当組合は、関係当局の認可を前提として人身傷害共済の「ライブニッツ係数」を変更しますので、概要を以下のとおりご案内いたします。

※改正法第548条の4の記載については、別紙をご参照ください。

### 【約款の変更】

本法改正において、約款を用いた取引に関するルールが新たに定められます。その中で、以下のいずれかに該当する場合には、事業者（企業）側が既存の契約も含めてその契約の内容を変更できると規定されています。

1. 変更が顧客の一般の利益に適合する場合
2. 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合

原則として約款に基づき契約されている共済契約についても、改正民法で規定する上記のいずれかの条件に該当する場合には、約款の内容を変更することがあります。

### 【本変更の概要】

人身傷害共済では、被共済者が傷害を被り後遺障害が発生した場合、または死亡した場合における逸失利益等の将来に渡って発生する損害の額の算出に、「法定利率をもとに算出した係数」（ライブニッツ係数）を用いています。

### 【本変更の適用時期】

2020年4月1日以降に発生した事故に適用（共済契約の始期日にかかわらず、事故日を基準に適用）します。

ライブニッツ係数を使った計算は、将来の利息の額を控除するために行うものです。このため、法定利率が低いほど共済金は大きく、法定利率が高いほど共済金は小さくなります。

以上